

## 旭川市子育て支援員研修の各コースの内容・定員等



コース名		定員	科目数・時間数			
地域保育 コース	小規模保育事業 (保育従事者)	44名	① 基本研修 8科目 8時間	② 共通科目 11科目 15時間	③ 専門研修 6科目 6.5時間 + 見学実習2日間	
	家庭的保育事業 (家庭的保育補助者)					定員6~19人の少人数の子どもを対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。
	事業所内保育事業 (保育従事者)					保育者の居宅や他の場所等で、定員5人以下の少人数の子どもを対象に、より家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。
	※一時預かり事業 (保育従事者)					会社の事業所の保育施設でその会社の従業員の子どもや地域の子どもの保育を行う事業です。
放課後児童 コース	放課後児童クラブ (補助員)	10名			④ 専門研修 9科目 6時間	

※地域保育コースは、地域型保育(一時預かり事業を含む。)の科目内容を設定しています。

## 旭川市子育て支援員研修 第2期日程

コース・研修名	研修日程	研修時間
①子育て支援基本研修	令和4年1月24日(月)	9:00~18:00
②地域保育コース・(共通科目)1日目	令和4年1月25日(火)	9:00~18:00
②地域保育コース・(共通科目)2日目	令和4年1月26日(水)	9:00~18:00
③地域型保育・(専門研修)	令和4年1月27日(木)	9:00~16:30
④放課後児童コース・(専門研修)	令和4年1月31日(月)	10:00~15:30
④放課後児童コース・(専門研修)	令和4年2月1日(火)	10:00~15:30

※③については座学終了後、令和4年1月28日(金)から2月18日(金)までのうち2日間の見学実習があります。  
※テキスト代として、地域保育コースは3,500円、放課後児童コースは2,000円が必要となります。

- ・申込受付期間：令和3年11月24日(水)から12月17日(金)まで(郵送の場合、当日消印有効)
- ・申込が定員超過の場合は抽選による選考、受講可否の結果は12月下旬頃に(株)ニチイ学館から発送します。
- ・地域保育コース受講決定者の見学実習の日程は、受講決定通知にてお知らせします。
- ・研修開催場所は、旭川市子ども総合相談センター(旭川市10条通11丁目)です。駐車場の確保はできませんので、公共交通機関をご利用ください。

お問合せ先

株式会社 ニチイ学館 札幌支店  
保育事業 保育課  
TEL (011) 221-8562 (平日9:00~17:15)

# 旭川市

# 子育て支援員研修

## 令和3年度 第2期受講案内

みんなde子育てASAHIKAWA



**受講料 無料**

ただし、テキスト代として地域保育コースは3,500円、放課後児童コースは2,000円が必要となります。

株式会社 ニチイ学館

※この研修は、(株)ニチイ学館が旭川市より委託を受けて実施します。

# 子育て支援員のいろいろQ&A

## なぜ子育て支援員が必要なの？



平成27年度4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、地域において保育や子育て支援事業の担い手となる人材がますます求められています。

このため、旭川市では保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、その分野で働くことを希望する方を対象に必要な知識や技能等を修得した「子育て支援員」を認定する研修を実施します。この研修を受講することによって、保育士等の資格をお持ちでない方でも保育や子育て支援分野の事業に従事することが可能となります。育児経験を活かしたい方など、多くの方の受講をお待ちしています。

## 子育て支援員って？



国が定めた研修（「基本研修」及び「専門研修」）を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識や技能等を修得したと認められる方のことです。

旭川市が本研修の修了者を、全国共通の「子育て支援員」として認定します（国家資格ではありません。）。

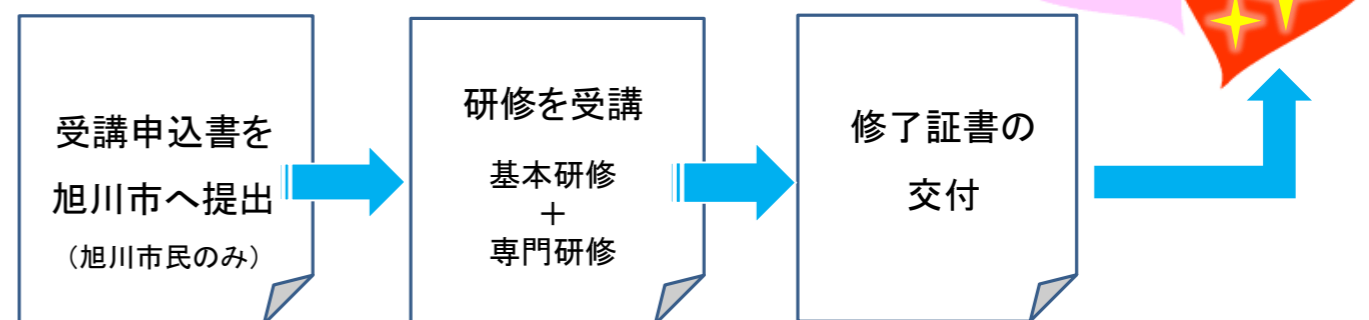
※本年度、旭川市では国が定める子育て支援員研修のうち、「地域保育コース（地域型保育）」と「放課後児童コース」の2つの専門コースを各2回ずつ開催します。

**今回は今年度第2期目の開催となります。**



# 子育て支援員のいろいろQ&A

## 子育て支援員になるためには？



※旭川市民以外の方は、お住まいの自治体に申込可能かどうかをお問い合わせの上、お住まいの自治体に受講申込書を提出してください。（旭川市と協定を締結している自治体のみ申込が可能です。）

## どんなコースがあるの？



### 地域保育コース

保育所、小規模保育事業等において児童の保育等の補助的な業務、又は、保育所や幼稚園において、家庭で一時的に保育を受けられなくなった児童の預かりを行う、一時預かり事業の補助的な業務に従事する方のコースです。

### 放課後児童コース

放課後児童健全育成事業（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する）に従事する放課後児童支援員の補助者として従事する方のコースです。

※別途、施設に就労の子育て支援員研修修了者を対象としたフォローアップ研修の実施を予定しております（公益社団法人旭川民間保育所相互育成会により実施。）。

